

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第 8 条に基づき、女性の個性と能力が十分に発揮できる環境を実現するため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間

2022 年 10 月 21 日～2026 年 3 月 21 日

2. 内容

女性のサブリーダーを現在の 1 名から 2 名以上になるよう登用を目指す

【取組内容】

(1) 2022 年 11 月～

- ・ 女性社員を対象に統括が面談を行う

(2) 2022 年 11 月～

- ・ 女性社員を対象にしたキャリアアップに関する研修を検討する（外部研修含む）
- ・ 上司向けの女性部下育成のための研修を検討する（外部研修含む）

(3) 2023 年 1 月～

- ・ 女性社員を対象にしたキャリアアップ研修を実施する（外部研修含む）
- ・ 上司向けの女性部下育成のための研修を実施する（外部研修含む）

(4) 2023 年 1 月～

- ・ 女性社員が各プロジェクトのリーダーに就き活動する（実施訓練）